

VICIC NO-TEC 2017

REGULATION HAND BOOK



2017 VICIC NO-TEC・シリーズ

Sporting Regulation

1. 総則

1) シリーズ名称

2017 VICIC NO-TEC(エヌゼロ・テック)・シリーズ
バイシク エヌゼロ・ツーリングカー・チャンピオンシップ・シリーズ

2) レース形式

グリッドスタートによるスプリントレースとする。

3) シリーズ事務局

エヌゼロ・テック協会

〒250-0012 神奈川県小田原市本町 4-3-43

ビクトリーサークルクラブ(VICIC)内

TEL:0465-22-9346

4) 大会役員

各大会の組織委員会、大会審査委員会、大会競技役員
詳細は各大会の特別規則書にて公示される。

2. 2017年 競技会日程

第1戦	3月19日	筑波チャレンジクラブマンレース第1戦	筑波
第2戦	8月27日	筑波チャレンジクラブマンレース第3戦	筑波
第3戦	11月5日	筑波チャレンジクラブマンレース第4戦	筑波

3. 賞典

1) 各大会賞典

各クラス

1位 トロフィー ・JAF メダル

2位 トロフィー ・JAF メダル

3位 トロフィー ・JAF メダル

4位 トロフィー

5位 トロフィー

6位 トロフィー

2) 参加台数による賞の制限

賞典は決勝レース出走台数により下記の通り制限される。

2～3 台	1 位まで
4～5 台	2 位まで
6～7 台	3 位まで
8～9 台	4 位まで
10～11 台	5 位まで
12 台以上	6 位まで

3) シリーズ賞典

各クラス

- 1 位 シリーズチャンピオントロフィー
- 2 位 トロフィー
- 3 位 トロフィー

4. シリーズポイント

- 1) シリーズポイントは、各大会毎に完走したドライバーに与えられ、最終シリーズランキングの決定は獲得ポイントの高い順とする。
- 2) シリーズポイント集計の結果、同ポイントの場合の順位は、同一クラスでの参加回数の多い順に決定される。参加回数が同一である場合は該当クラスでの上位得点回数の多い順により決定する。
- 3) シリーズポイントは下記により与えられる。

優勝	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位	参加
12	10	8	7	6	5	4	3	2

※参加ポイントは、8 位以内の者には重複して与えられない。

- 4) シリーズポイントは、決勝出走台数に関係なく与えられる。

5. 参加資格

- 1) 2017 年 JAF 国内競技運転者許可証 A 以上の所有者であること。
- 2) 過去 10 年以内に全日本選手権レースにおいて、シリーズ 6 位以内に入賞したことのある者は参加できない。

6. 参加申込

- 1) 参加申込 及び 問合せ先

〒250-0012 神奈川県小田原市本町 4-3-43

ビクトリーサークルクラブ (VICIC)

TEL: 0465-22-9346 FAX 0465-22-9346

- 2) 参加費用 : ￥43,200 (消費税含む)

7. 参加車両

- 1) 参加車両は、道路運送車両法の保安基準に適合した有効な自動車検査証を有する排気

量 2000cc 以下の車両で 1998 年以降の JAF 登録車両、及び NO-TEC 協会が参加を認めた車両とする。

車両は 2017 年 JAF 国内競技車両規則第 3 編第 5 章 スピード SA 車両規定に従い、別掲の Technical Regulation に合致した車両であること。

但し NO-TEC 協会が認めた車両については、JAF 国内競技車両規則第 3 編第 6 章 スピード B 車両規定に従い、別掲の Technical Regulation に合致した車両とする。

- 2) 参加車両は、レース中においても保安基準に適合する状態でなくてはならない。
- 3) 参加車両は、一般公道で有効な任意保険に加入していなければならない。

8. クラス区分

参加車両は次のクラスに分けられる。

- 1) クラス I 660cc を超え 1400cc を含み 1400cc までの車両
- 2) クラス II 1400cc を超え 1600cc を含み 1600cc までの車両
- 3) クラス III 1600cc を超え 2000cc を含み 2000cc までで、NO-TEC 協会が参加を認めた下表の車両

マツダ・ロードスター	型式 NCEC 及び NB8C
トヨタ・86	型式 ZN6
スバル・BRZ	型式 ZC6

- 4) GOLF GTI GOLF VI GTI CUP CAR 及び GOLF V GTI CUP CAR

9. ゼッケン番号

- 1) ゼッケン番号は NO-TEC 協会が決定する。
- 2) ゼッケン番号の表示は白色のベースに黒文字でなければならず、文字は太さ 36mm 以上のゴシック体とし、1 文字の大きさが高さ 165mm 以上、幅 110mm 以上でなければならない。
但し、リヤ部分については、高さ 110mm 以上、幅 60mm 以上、文字の太さ 25mm 以上とする。
- 3) ゼッケン番号の表示場所は、フロントボンネット、左右ドア(5 ドア車の場合はフロントドア)中央部、リヤの 4 箇所とする。
- 4) 全ての車両は自車の属するクラスを表示しなければならない。
クラス区分の表示場所は、左右フロントフェンダー上部の 2 箇所とし、文字の大きさは高さ 110mm 以上、文字の太さ 25mm 以上で、それぞれの表示は、クラス I は C-I、クラス II は C-II、クラス III は C-III、GOLF は GTI とする。

10. 広告スペース

参加者は、NO-TEC 協会及び各主催者より配布されるスポンサーステッカーを貼付する為のスペースを提供しなければならず、その数、位置については NO-TEC 協会の指示に

従わなければならない。

また、NO-TEC 協会によって取外しの指示を受けたステッカーは、速やかに取外さなければならない。

11. レース距離 及び 最大決勝出走台数

レース距離及び最大決勝出走台数は、各大会特別規則書に委ねられる。

12. 使用タイヤ本数

公式予選、決勝レースを通じて使用できるタイヤは最大 4 本までに制限され、公式車検時に4本のタイヤにマーキングが施される。

但し、バースト等やむを得ない理由の場合は、当該大会審査委員会の承認を得て交換することが出来る。

13. 公式予選

- 1) 全ての参加ドライバーはスターティンググリッド順を決定するための公式予選に出走し、タイム計測を受けなければならない。
- 2) スターティンググリッド順を決定するタイムは、公式予選時間内にその車両が記録したファステストラップタイムが採用される。
- 3) 全ての参加ドライバーは、公式予選で記録されたタイムがレース出走最低基タイムをクリアしなければならない。最低基準タイムは、同一公式予選内に記録されたファステストラップタイムの 130%未満とする。
- 4) 公式予選において最低基準タイムをクリアできなかったドライバーは、大会審査委員会が認めた場合を除き、決勝レースへの出場は認められない。

14. スターティンググリッド

スターティンググリッドは公式予選のタイム順に交互に与えられる。

予選を2組に分けて行われる場合は、各組の 1 位のタイムを比較し、上位の組がポールポジション側を占める。

15. レーススタート

レースのスタートはグリッドスタートとする。

16. ピット作業

公式予選中、決勝レース中の給油作業は一切認められない。

17. コンソレーションレース

各大会において、最大決勝出走台数を 15 台以上上回る参加台数があった場合、予選不通過車両を対象にコンソレーションレースを行う場合がある。

その場合のスケジュール等は、当該大会の公式通知を以って公示される。

18. 車両保管

- 1) 競技車両は、予選終了後に当該大会競技役員により車両保管される。
参加者は、車両保管が解除された後に車両整備が認められる。
- 2) 競技車両は、公式車検を受けた後、レース終了後の公道走行チェックを受けるまで、当該サーキットの場外へ持ち出すことはできない。
- 3) 大会期間中にリタイヤした場合、車両を当該サーキットの場外に持ち出せるのは、リタイヤ届けの受理後に実施される公道走行チェックを受けた後となる。

19. 公道走行チェック

- 1) 参加受付された全ての車両は、レース終了後の車両保管が解除された後に、当該大会役員立会いのもとで、NO-TEC 協会によって指定された検査員により実施される公道走行チェックを受けなければならない。
- 2) 決勝レース不出場、またはリタイヤした車両についても、公道走行チェックを受けなければならない。
- 3) 公道走行チェックにおいて、一般公道における運行に不適と判断された車両は NO-TEC 協会によって管理され、規定の場所(使用者の保管場所、自動車整備工場)までキャリアカーによって移動されなければならない。
- 4) 参加車両が本検査を受けなかった場合には、競技成績は抹消され、且つ、その参加者、ドライバー及び当該車両のそれ以降の本シリーズへの参加は認められない。
- 5) 入賞した車両が本項によってその競技成績を抹消された場合、その車両の後順位の車両の順位は繰り上げられない。
- 6) 検査項目は下記の通りとする。
 - ① 車体外板
 - ② かじ取り装置
 - ③ 制動装置
 - ④ 走行装置
 - ⑤ 緩衝装置
 - ⑥ 動力伝達装置
 - ⑦ 電気装置
 - ⑧ 原動機
 - ⑨ 排気系
 - ⑩ 灯火装置・方向指示器
 - ⑪ 警音器・窓拭器・洗浄液噴射装置
 - ⑫ 競技走行において異常が認められた箇所
 - ⑬ エアバック付き車のコンピューターのコネクタ接続
 - ⑭ 最低地上高(90mm)

①～⑫の検査内容については、JAF「自動車登録番号標付車両によるレース終了後の車両検査標」に従う。

20. ドライバー及びチームクルーの遵守事項

参加者及びチームクルーは、秩序ある行動を取らなければならない。

参加者相互、及び競技役員に対する攻撃的、侮辱的な言動又は行動は厳に慎まなければならない。

本条項に違反した場合は厳重な罰則が適用される。

21. 統一解釈

本規定に記載されていない事項は、各大会の特別規則書、各サーキット一般競技規則、または大会公式通知によって示される。

尚、本規定の変更や解釈は NO-TEC 協会よりブルテンとして公示される。

Technical Regulation

車両

参加車両は、道路運送車両法の保安基準に適合した有効な自動車検査証を有する排気量 2000cc 以下の車両、及び NO-TEC 協会が認めた車両で、2013 年 JAF 国内競技車両規則第 3 編第 6 章スピード B 車両規定に従い以下の Technical Regulation に合致した車両であること。

1. 安全規定

1-1 ロールケージ

JAF国内競技車両規則第 3 編第5章 1.4)「ロールバー」に従った6点式以上のロールケージが義務付けられる。

ロールバーの取付けにより後部乗車のための室内高の確保および乗降口等の確保ができない場合には、乗車定員変更のための構造変更手続きを行うこと。

また、乗員保護のため頭部等に接触の恐れのある部位については、緩衝材で覆わなければならない。

1-2 安全ベルト

ワンタッチフルハーネスタイプで4点式以上の安全ベルトの装着が義務付けられる。

JAF 国内競技車両規則第 3 編第5章 1.2)「安全ベルト」に従うこと。

乗車定員分の純正シートベルトは取り外してはならない。

1-3 けん引用穴あきブラケット

車両の前後に下記要件を満たすけん引用穴あきブラケットを備えなければならない。

- ①材質はスチール製
- ②最小内径 50mm で内径角部には R をつけること
- ③板製の場合の最小断面積は 10cm²
- ④丸棒の場合の最小直径は 10mm
- ⑤黄色、オレンジ色、赤色のいずれかに塗装されていること
- ⑥車両全長より突出しないこと

1-4 消火装置

消火装置の装着を推奨する。

装着する場合は、JAF 国内競技車両規則第 3 編第5章第 1 条 1.3 に従うこと。

1-5 サーキットブレーカー

イグニッションスイッチは、その位置が確認できるように黄色で明示しなければならない。

サーキットブレーカーの装着を推奨する。

装着する場合は、JAF 国内競技車両規則第 3 編第 5 章第 1 条 1.5 に従うこと。

1-6 床

フロアカーペットの取り外しは認められる。

1-7 オイルキャッチタンク

オイルキャッチタンクの装着を推奨する。

装着する場合は、JAF 国内競技車両規則第 1 編第 4 章第 19 条に従うこと。

但し、ブローバイガス還元装置は当初の機能を有すること。

(大気開放は許されない)

2. 改造規定

JAF 国内競技車両規則第 3 編第 1 章の一般規定、第 5 章の安全規定および一般改造規定及び以下で定められていない項目は全て当初のままで、変更、改造、装着は一切許されない。国内で販売されていた同一車両型式車種用の純正部品を使用することは許される。

また同一型式車種にレス仕様がある場合、加工をしない方法で同一の仕様にすることは許される。但し、ダイアグシステム(故障診断システム)において異常と診断される状態であってはならない。

道路運送車両法に基いてハンドドライブ仕様に改造された部位(クラッチ、シフトレバー、アクセル、ブレーキペダル、ステアリング、等)は、JAF 国内競技車両規則第 4 編アクセサリ等の自動車部品に従い、車両の性能向上が目的とされないことを条件に認めらる。

2-1 エンジン及び補機

2-1-1 エンジン本体

補修を目的とした修正は許される。

当該自動車製造者が当該エンジンの補修用としている部品の使用は認められる。

2-1-2 フライホイール

交換及び加工は認められない。

2-1-3 ピストン

当該自動車製造者が当該エンジンの補修用として設定しているピストンの使用は認められるが、気筒容積別クラスを超えてはならない。

2-1-4 エンジンマウントおよびミッションマウント

エンジンマウントブッシュおよびミッションマウントブッシュは、ブラケットの形状、取付け位置を変更しないことを条件に、変更、加工は許される。

但し、カーボン材の使用は禁止される。

2-1-5 ラジエター

ラジエターファン、リザーバータンクを含め、変更及び取り外しは許されない。ラジエターキャップ圧力の変更、ヒートインシュレターの取り外し、ホース類の変更、水温計測用温度センサー取付けのための追加工、ラジエターファンを強制的に駆動させるための ON・OFF スイッチの装着、は許される。

冷却を目的とした、導風板、ダクトの変更や取付けは認められるが、いかなる場合も車体から突出してはならない。

2-1-6 サーモスタット

変更及び取り外しは自由。但し、取り付け部の加工は許されない。

2-1-7 オイルポンプ

変更及び改造は許されない。

オイルクーラーの装着は許されるが、取り付ける場合は JAF 国内競技車両規則 第 3 編第 5 章 3.4.4) に従い最小限の改造にとどめること。

2-1-8 オイルフィルター

変更は自由。但し、取り付け位置の著しい変更は許されない。

2-1-9 オイルパン

オイルの偏り防止を目的としたセパレーターの取り付け、油温計測用温度センサー取り付けのための追加工は許される。

2-1-10 バッテリー

搭載位置の変更は許されない。容量、取付ブラケットの変更のみ許される。
なお、+端子は短絡を避けるため確実に絶縁処理を行い、取付ステーはバッテリーを堅固に固定するものであること。

2-1-11 オルタネーター

一切の変更及び改造は許されない。

2-1-12 E.C.U

当該車両に販売当初より装着されている ECU を除き、一切の変更、改造及び付加は許されない。

クラスⅢに参加するマツダ・ロードスター(NCEC・NB8C)については、RMA が指定する ECU の装着が認められる。

2-1-13 点火系統

ハイテンションコード及び点火プラグの変更に限り許される。

2-1-14 セルモーター

一切の変更及び改造は許されない。

2-1-15 吸気・排気マニホールド

一切の変更及び改造は許されない。

2-1-16 エアクリーナー

エレメントの交換、取り外しは許される。

エアクリーナーケース、配管の変更及び改造は許されない。

2-1-17 マフラー及び排気管

マフラーおよび排気管の変更は認められる。

但し、JAF国内競技車両規則第3編第5章 3.3.2) マフラーおよび排気管に従わなければならない。

コンバーター(触媒)の交換や取外しは認められない。

2-1-18 排出ガス

暖気運転後アイドリング状態において、CO:1% HC:300ppm を超えないこと。

但し、一部の車両については、JAF 国内競技車両規則第 3 編第 5 章 3.3.3) 排出ガスに従い、最大基準値を CO:4.5% HC:1200PPM とすることができる。

2-2 シャシー

2-2-1 クラッチ

作動方式、数量の変更が無ければ、クラッチカバー及びクラッチディスクの変更は許される。但し、カーボン製の使用は認められない。

ボルトオンにて装着可能なクラッチホースに限り変更が許される。

2-2-2 トランスミッション

変速比(ファイナルギヤ含む)の変更は認められない。

ミッションオイルクーラーの取付けが認められるが、取り付け位置は車体から突出してはならない。

2-2-3 ディファレンシャル

LSD のボルトオンでの取り付けは許される。

2-2-4 制動装置

ブレーキパッド、ブレーキシュー、ブレーキホースの変更、及びディスクブレーキのバックプレートの取外しは許される。それ以外の部品の変更、取り付け、取り外しは許されない。

操作性を向上させる目的で、操作装置(ペダル、レバー等)に必要最小限の曲げ加工を行うこと、また、ペダルパッドの変更及び装着は許される。

ブレーキアシストシステムの作動停止は許されない。

2-2-5 ブッシュ類

サスペンションブッシュ類は、形状と取り付け位置の変更が無いことを条件に硬度の変更は許される。

2-2-6 サスペンションスプリング

取付け位置、数、の変更が無ければ、スプリングシートも含め交換は自由。

但し、ジャッキアップ状態でスプリングの上下方向に遊びがあってはならない。

2-2-7 ショックアブソーバー

取付け位置、数、作動原理の変更が無ければ交換は自由。

遠隔操作による減衰力調整機構、別タンク式への変更は許されない。

2-2-8 フロントバンブラバー

自由

2-2-9 スタビライザー

変更及び取付け、取外しは許されるが、取付けはボルトオンによるものに限定される。

遠隔操作により調整可能であってはならない。

2-2-10 アーム(ロアアーム、テンションロッド)

交換、加工は認められない。

2-2-11 アッパータワーバー

フロントについてのみ、サスペンションアッパーサポート取付けナットを使用して取付けることを条件に許される。

2-2-12 ローブレース

変更及び取り付けが許される。リヤに装着する場合は、左右のアクスルビーム取り付け部、及びフロアサイドメンバーの既存の穴を使用して、ボルトオンで取り付けること。

2-2-13 タイヤ及びホイール

- ①当該車両製造者発行の量産車カタログの同一車両形式に記載されているタイヤサイズを基準とし、幅を最大±10mm、ホイール径を最大±1インチ、まで変更することができる。
- ②NO-TEC 協会が通称Sタイヤ(モータースポーツ競技専用タイヤ)と判断したタイヤの使用は認められない。

タイヤメーカー	ブランド名	使用不可タイヤ名称
横浜ゴム	ADVAN	A050 / A049 / A048 / A021R
住友ゴム工業	FALKEN	RX-VII / RS-V04
	FORMULA-R	D93J
	DIREZZA	03G / 02G
ブリヂストン	POTENZA	RE11S / RE55S
東洋ゴム	PROXES	R888
HANKOOK	Ventus TD	Z221
KUMHO	ECSTA	V710 / XS

※上記以外のタイヤでも通称Sタイヤに準ずると判断される場合、猶予期間を持たず使用を禁止する場合がある。

また、フロント及びリヤは同サイズ、同銘柄のタイヤを使用すること。

- ③ホイールのオフセットは自由。但し、タイヤ・ホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
- ④タイヤ・ホイールは車軸中心より前方 30° 後方 50° の範囲内でフェンダーから突出しないこと。
- ⑤ホイールはスチール製、又は JWL または VIA マークのある軽合金製とする。
- ⑥ホイールナットの材質及び形状の変更は許される。但し、ホイールディスク面より突出しないこと。
- ⑦常にタイヤのいかなる部分のスリップサインも出てはならない。
また、タイヤ中心より両側 50mm の範囲内は、常にタイヤの溝深さ 1.6mm 以上有していなければならない。
- ⑧タイヤの加工は許されない。
- ⑨タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤の塗布等は許されない。

⑩ホイールスペーサーの使用は許されない。

2-3 車体

2-3-1 全長及び全幅

変更は許されない。

2-3-2 全高

いかなる場合も最低地上高9cm 以上を確保すること。

2-3-3 アクセサリー部品

JAF 国内競技車両規則第4編スピード車両規定付則「アクセサリ等の自動車部品」に定められた部品で、当規則で許されている部品に限り装着及び変更が許される。但し、レースに不必要と判断され、容易に取外しができるものはレース時には取外さなければならない。

2-3-4 自動車登録番号標

取り外し及び100mm を超える移設は認められない。

2-3-5 空力装置(エアロパーツ)

純正オプション部品の取り付け取外し、及び道路運送車両法の保安基準に合致した部品の取り付けが許される。

2-3-6 バンパー

牽引フック等の取り付けを目的とした加工を除き、変更加工は許されない。

2-3-7 フロントグリル

純正部品及び純正オプション部品に限り使用が許される。

2-3-8 ボンネット及びトランク

変更及び加工は許されない。但し、ボンネットファスナー取付けのための最小限の加工は許される。

2-3-9 リヤゲートダンパー

レース時には取り外すか、オイル、ガスを抜くことで作動しないようにすることが望ましい。

2-3-10 エンジンアンダーカバー

取外しは許される。

2-3-11 サイド及びリヤガラス

塗装及び色付きフィルムの貼付け、視界の妨げとなるステッカーの貼付けは許されない。

2-3-12 ミラー

室内及び室外ミラーの変更は許されない。

2-3-13 ヒーター・エアコン

取り外しは許されない。また正常に機能しなくてはならない。

2-3-14 ラジオ類

取外しは許される。なお、レース時はアンテナ類は取外さなければならない。

ラジオを取外した場合、簡易的でない方法で蓋をすること。

2-3-15 補助メーター(計測器)

電気式メーターに限り追加装着することが許される。但し、標準装備されているメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。

取付けについては、乗員の保護を十分に考慮した取付け位置、取付け方法であること。

2-3-16 ステアリングホイール

交換する場合は JAF 国内競技車両規則第 3 編第 5 章 9.4.2)ステアリングホイールに従うこと。但し、当初よりエアバックが装着されている車両については、変更は認められず、レース時はエアバックの作動をキャンセルさせること。(レース後は復元する)

純正装置以外を使用した位置調整は許されない。

2-3-17 フットレスト・ニーレスト

装着は許される。

2-3-18 ペダルカバー及びヒールプレート

変更及び装着は許される。但し、確実に取り付けること。

2-3-19 座席

変更する場合は、JAF 国内競技車両規則第 3 編第 5 章第 9 条 9.4.5 に従うこと。

2-3-20 防音材

室内及びエンジンルーム内の防音材の取外しは、車体に改造を行わない方法でのみ許される。

2-3-21 内装

下記を除き取外しは許されない。

①フロアカーペット

②ロールバー装着に伴う最小限の内装切除

2-3-22 変速レバー

ノブを含めボルトオンで装着できるものに限り変更が許される。

2-3-23 車体補強

あて板など、材料を用いた補強は禁止される。

3. 最低重量

クラス I 750kg

クラス II 950kg

クラス III 1050kg

GOLF GTI 1350kg

JAF 登録車両の基準重量が、本規定で定められたクラス別最低重量を下回る場合は、JAF 基準重量をもって当該車両の最低重量とする。

スペアタイヤ等を利用した車両重量の調整は認められるが、確実な方法で固定されなければならない。

統一解釈

本規定の解釈に疑義を生じた場合は、当該大会技術委員長の解釈を以って最終とする。

2017年2月